

共済組合ニュース

京都市職員共済組合

令和7年3月発行

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 本庁舎3階

電話) 075-222-3240(庶務係・年金係) / 075-222-3239(保健係)

1 令和7年度の掛金率等について

●短期給付・福祉(保健)事業の掛金率

単位:千分比(%)

		現行	令和7年4月以降	前年比
短期給付	健康保険分	53.00	51.64	1.36 減
	介護保険分	8.80	8.30	0.50 減
福祉事業		1.54	1.54	—

医療費削減のため、引き続き、ジェネリック医薬品の活用等の御協力をお願いします。

●短期給付の掛金率引下げに伴う負担減の目安

単位:円

標準報酬月額		200,000	300,000	410,000	500,000	590,000
減少額 (1か月あたり)	健康保険分	376	564	771	941	1,110
	介護保険分	138	208	284	346	408



●厚生年金保険料率

単位:千分比(%)

保険料率 ^{※1}	91.50 (現行から変更なし ^{※2})
--------------------	---------------------------------

※1 厚生年金保険料は組合員と事業主が折半で負担します。表中の率は折半後(1/2)の率です。

※2 平成30年9月に公務員に適用される保険料率が民間企業に勤務する人と同じ率になり、固定されました。

●退職等年金掛金率

単位:千分比(%)

掛金率 [※]	7.5 (現行から変更なし)
------------------	----------------

※上限を7.5%として、地方公務員共済組合連合会の定款によって定められているものです。

2 令和7年度予算が承認されました

令和7年3月27日に開催された第157回組合会において、令和7年度予算が承認されましたので、主な経理について概要をお知らせします。

●短期経理(健康保険、介護保険)

加入者の病気、負傷、出産、死亡、災害等への給付や介護保険制度、高齢者医療制度等を支えるための拠出金の支払を行う経理です。

収入総額	13,609,429 千円 →掛金、負担金、前年度繰越支払準備金等
------	--------------------------------------

支出総額	12,980,371 千円 →給付金、拠出金、次年度繰越支払準備金等
------	---------------------------------------

余剰金については、今後の支出増に備え、積立を行います。

●保健経理(保健事業)

加入者の健康の保持増進を図ることを目的に、特定健康診査、特定保健指導、人間ドック、各種がん検診、メンタルヘルスカウンセリング事業などの事業に要する経費を執行する経理です。

収入総額	414,097 千円 →掛金、負担金等
------	------------------------

支出総額	399,915 千円 →厚生費、特定健康診査等費、委託管理費等
------	------------------------------------

人間ドック・総合がん検診の費用負担の見直しにより、貸付経理からの繰入に依らずに収支均衡を図ります。

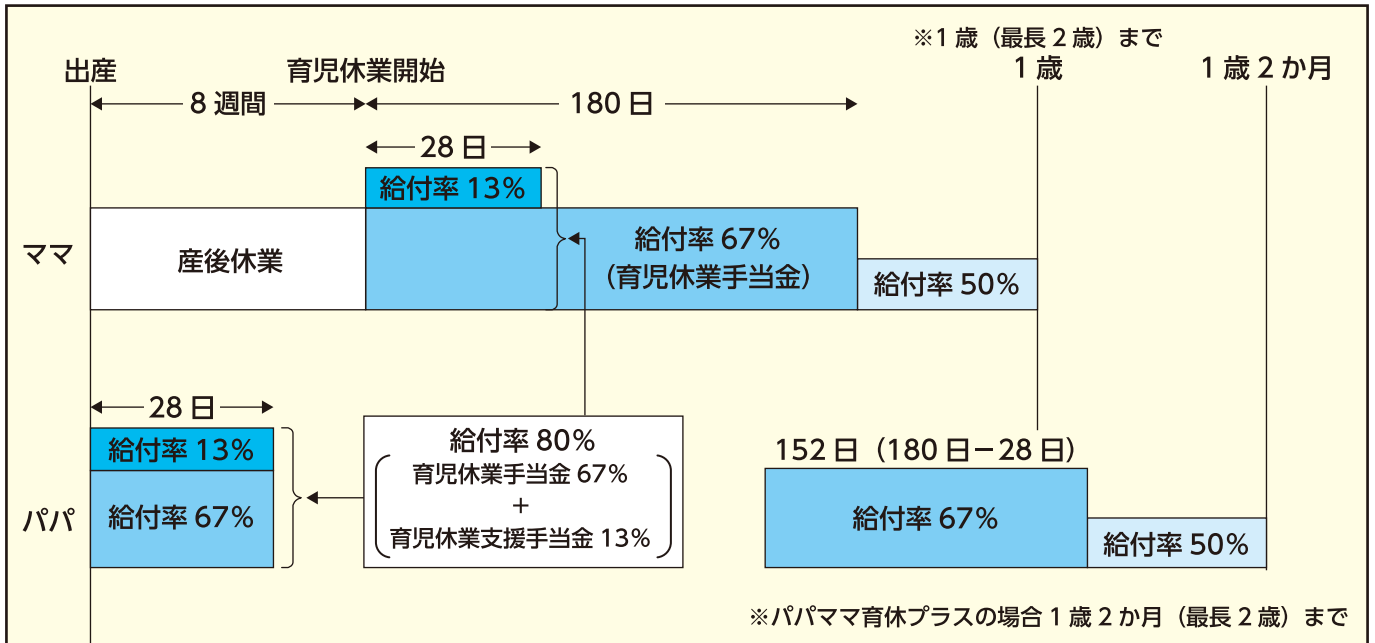
3 新たに育児休業支援手当金・ 育児時短勤務手当金の支給が始まります!

●育児休業支援手当金

組合員が対象期間内に、原則として、両親ともに通算して14日以上育児休業を取得した場合、育児休業手当金に加えて、28日分を上限に標準報酬の日額の13%に相当する額が支給されます。

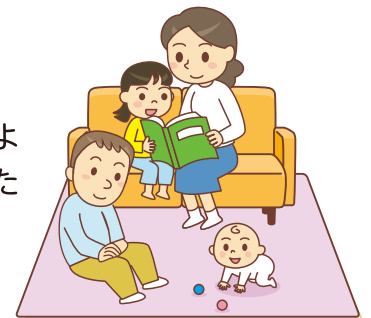


【育児休業支援手当金のイメージ】

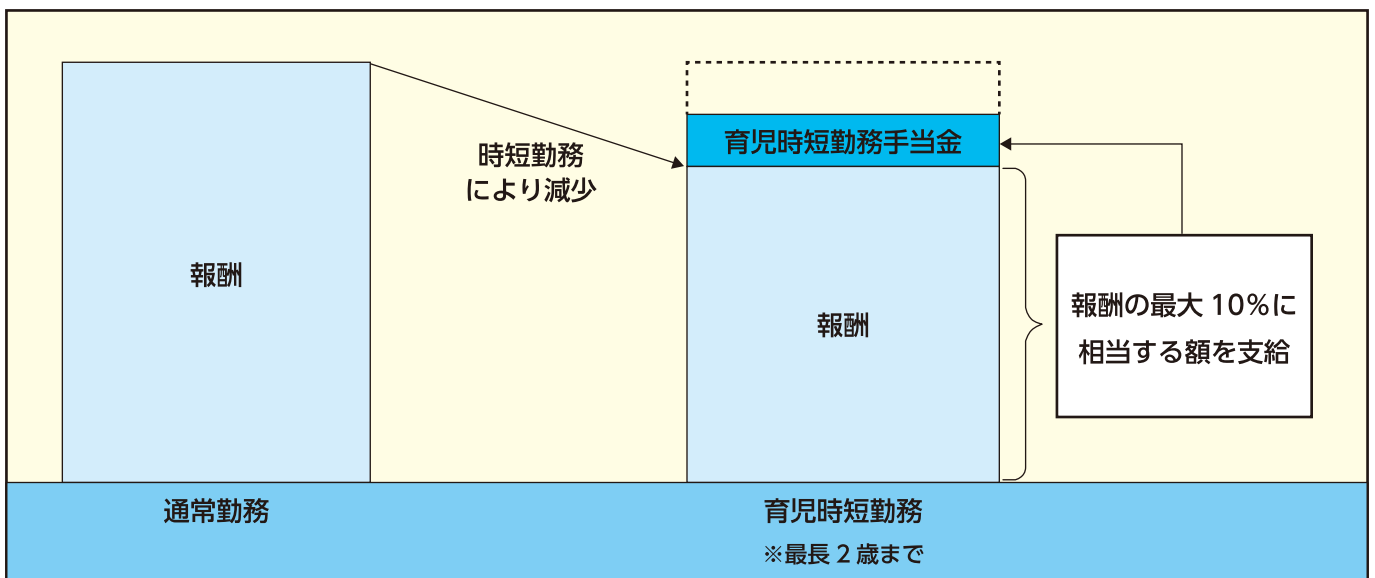


●育児時短勤務手当金

組合員が2歳に満たない子を養育するために勤務時間を短縮することにより報酬が減少した場合において、対象月ごとに、当該支給対象月に支払われた報酬の最大10%に相当する額が支給されます。



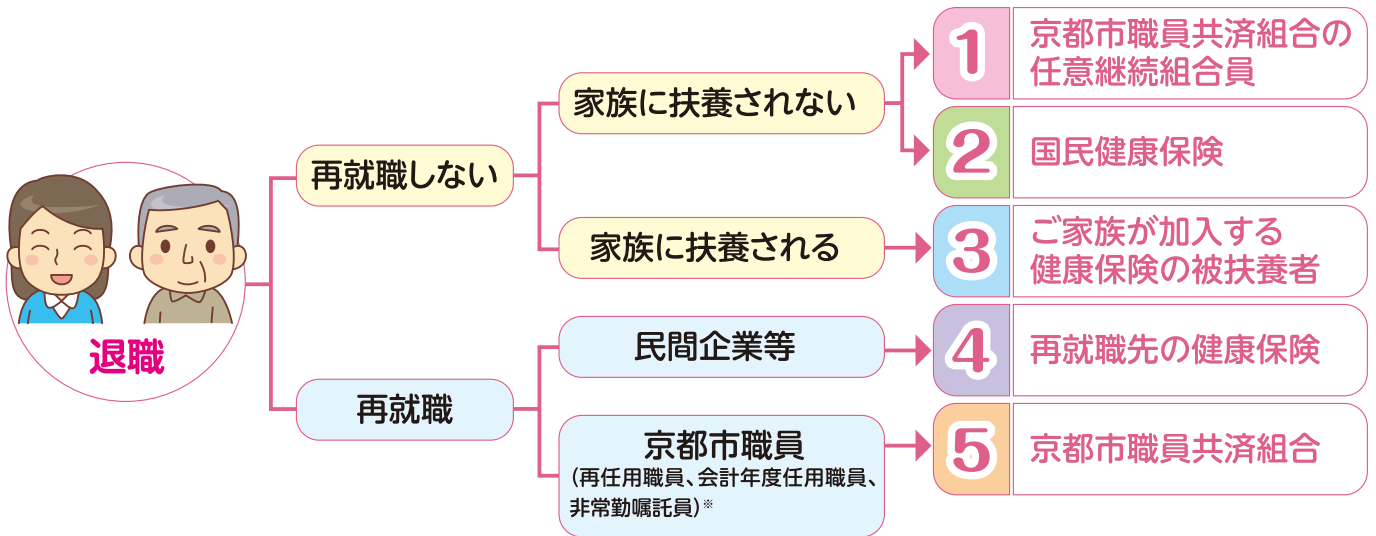
【育児時短勤務手当金のイメージ】



4 令和6年度末で退職される方へ

(退職後の健康保険の手続きに遺漏のないようご注意ください)

国民皆保険制度により、退職後もいずれかの健康保険に加入しなければなりません。今一度、退職後の健康保険についてご検討いただき、手続きに遺漏のないようご注意ください。



※ 任用期間が2か月と1日以上見込まれることや、1週間当たりの勤務時間が20時間以上であることなど、一定の要件を満たす者に限る。

手続きについて

1 京都市職員共済組合の任意継続組合員となる

▶ 4月18日までに「任意継続組合員資格取得申出書」を京都市職員共済組合へ提出してください。令和7年度掛金の算定は以下のとおりです。

以下ア、イのうちいずれか少ない額×掛金率
(令和7年度掛金率：106.36/1000【短期・福祉分】、16.60/1000【介護分】)

ア 任意継続組合員本人の退職時の標準報酬月額

イ 前年度の9月30日における京都市職員共済組合の全組合員(任意継続組合員を含む)の標準報酬月額の平均を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額(令和7年度は410,000円)



2 住所地の市区町村の国民健康保険に加入する

▶ 退職後14日以内にお住まいの市区町村の国民健康保険担当課で手続きを行ってください。

手続きには、共済組合の資格喪失証明書が必要です。「組合員(被扶養者)資格喪失証明願」(様式は京都市職員共済組合ホームページにあります)を共済組合にご提出ください。

※資格喪失証明書の発行にはお時間がかかりますので、ご注意ください。



3 ご家族が加入している健康保険の被扶養者になる

▶ 手続きについては、ご家族が加入している健康保険の窓口にお問い合わせください。

4 再就職先の健康保険に加入する

▶ 手続きについては、再就職先の健康保険組合(協会けんぽ、各健康保険組合等)にお問い合わせください。

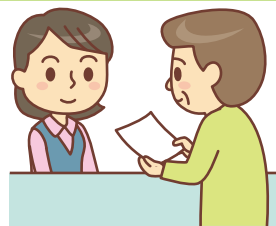
5 引き続き京都市職員共済組合員となる

▶ 手続きは不要です。

5 被扶養者の異動手続きをお忘れなく

被扶養者が新年度から就職する場合等は、異動手続きが必要となります。

認定取消の場合、手続をされた日ではなく、異動日（就職日など）に遡って資格を失います。異動日以降に京都市職員共済組合の被扶養者資格を利用して医療機関等にかかったことにより、医療費のうち組合負担分を返金いただくケースが例年多く発生しております。ご注意ください。

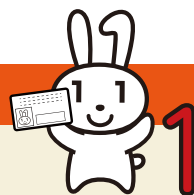


4月以降の状況	異動手続き	提出書類
1 就職する場合(注)	認定取消	<ul style="list-style-type: none"> ●被扶養者申告書 ●共済組合からの交付物(被扶養者証、資格確認書等) ●就職日の確認できる書類 (資格情報通知書・資格確認書の写し、採用通知書の写し、人事通知書の写し、給与支払等証明書等)
2 アルバイト・パート等の収入がある場合 (例)直近3か月の平均月額が108,334円以上の収入(注)	認定取消	<ul style="list-style-type: none"> ●被扶養者申告書 ●共済組合からの交付物(被扶養者証、資格確認書等) ●平均月額が初めて収入限度額を上回った3か月の給与明細とその前月の給与明細
3 進学等により別居となる場合	同別居変更	<ul style="list-style-type: none"> ●被扶養者申告書(同別居の変更) ●情報照会依頼書兼申立書(同別居変更用) ●客観的に仕送りの事実が確認できる書類 ※学生の場合は学生証または在学証明書の写しで可 ※単身赴任の場合は辞令の写しで可 ●認定対象者の世帯全員の住民票 ※ただし、住民票については情報照会依頼により省略することが可 <p>〈お願い〉同別居変更手続き後に住所変更(別居状態は継続)があった場合は、共済組合にご連絡ください。</p>

(注)就職先で、健康保険に未加入の場合であっても、月収が108,334円以上のときは、就職した日から認定取消となります。
(研修期間中のみ健康保険未加入の場合も同様です。)

※上記の表は一般的な事例のため、不明な点は、所属所の共済組合担当課または共済組合までご連絡ください。

マイナ保険証の利用登録はお済みですか？



令和7年12月2日以降、従来の組合員証は使えません。

利用登録がまだの方や、利用登録したか覚えていない方！

医療機関や薬局に行かれた際に、カードリーダーにマイナンバーカードを置いてみてください。

【医療機関等の顔認証付きカードリーダーでの利用登録】



カードリーダーにマイナンバーカードを置く

本人確認(顔認証等)



※カードリーダーのメーカーにより画面が異なります

利用登録されてない場合、この画面で出るので「登録する」を選択

登録完了

マイナンバーカードが健康保険証として利用可能に!

